

令和6事務年度における相続税の調査等の状況（全管版）

令和7年12月
熊本国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、実地調査件数は267件（対前事務年度比105.1%）と増加し、追徴税額合計は11億9,400万円（同83.5%）と減少しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目	事務年度等	令和5事務年度		令和6事務年度		対前事務年度比
		件	件	件	件	
①	実地調査件数	254		267		105.1
②	申告漏れ等の非違件数	218		225		103.2
③	非違割合 (②／①)	85.8	%	84.3	%	ポイント ▲ 1.6
④	重加算税賦課件数 (④／②)	44	件	28	件	63.6
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)	20.2	%	12.4	%	ポイント ▲ 7.7
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	7,343	百万円	5,636	百万円	76.8
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,387	百万円	960	百万円	69.2
⑧	追徴税額	本税	1,243	1,037	百万円	83.4
⑨		加算税	187	157	百万円	84.1
⑩		合計	1,430	1,194	百万円	83.5
⑪	1 実 件 地 当 た 調 り 查	申告漏れ課税価格 (⑥／①) ^(注)	2,891	2,111	万円	73.0
⑫		追徴税額 (⑩／①)	563	447	万円	79.5

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

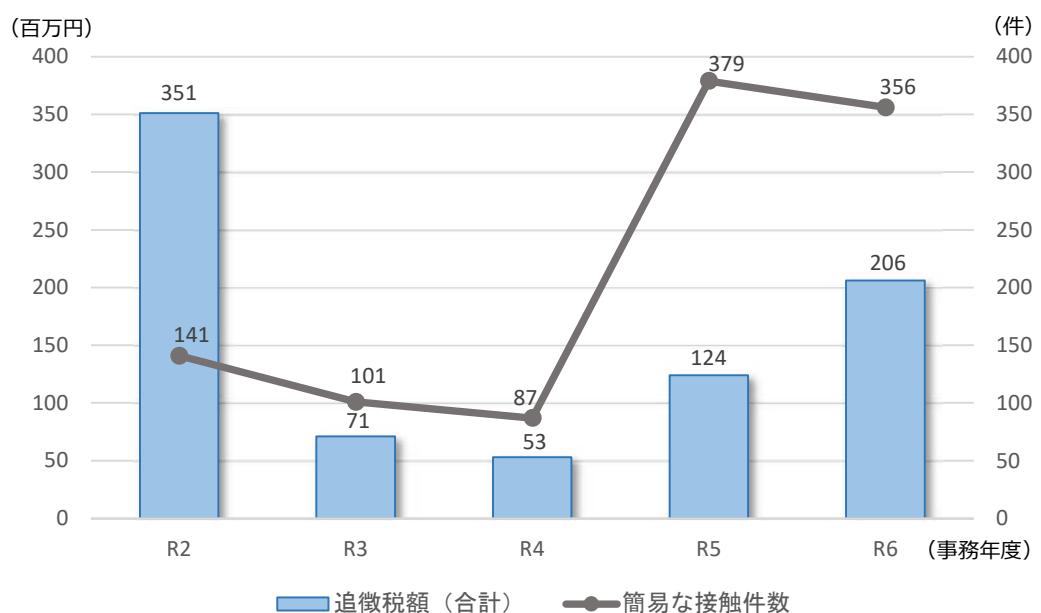
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、接触件数は356件（対前事務年度比93.9%）と減少し、申告漏れ等の非違件数は154件（同141.3%）、申告漏れ課税価格は19億7,900万円（同125.8%）、追徴税額合計は2億600万円（同166.2%）と、いずれも増加しました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数	件	379	356	93.9
②	申告漏れ等の非違件数	件	109	154	141.3
③	申告漏れ課税価格	百万円	1,574	1,979	125.8
④	追徴税額	本税	百万円	113	196
⑤		加算税	百万円	11	10
⑥		合計	百万円	124	206
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円	415	556
⑧	当たり	追徴税額 (⑥／①)	万円	33	58

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

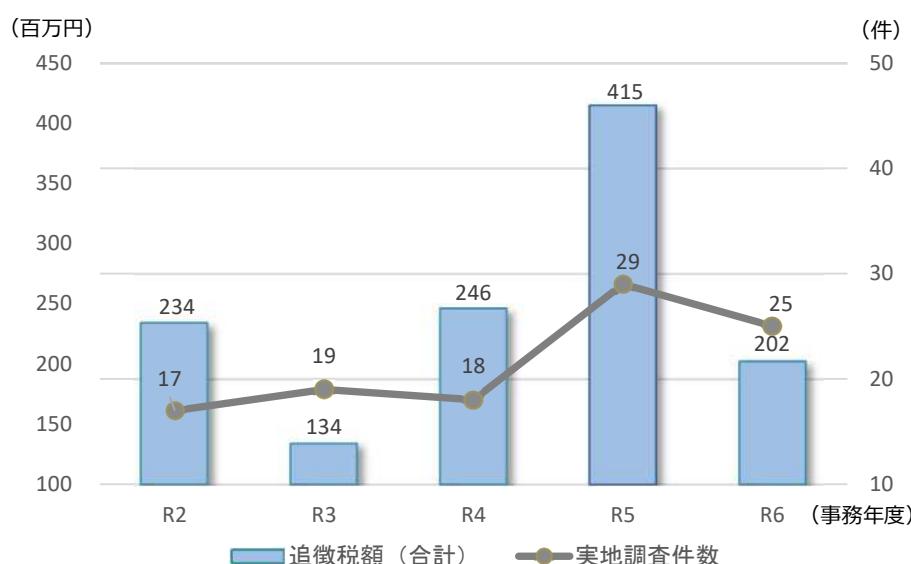
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和6事務年度においては、追徴税額合計は2億200万円（対前事務年度比48.5%）と減少しました。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
	件	件			
① 実地調査件数	29	25			86.2
② 申告漏れの非違件数	26	20			76.9
③ 非違割合 (②／①)	89.7	80.0			▲ 9.7
④ 申告漏れ課税価格	百万円	百万円			%
	3,032	1,804			59.5
⑤ 追徴税額	本税	百万円	百万円		%
	348	158			45.5
⑥	加算税	百万円	百万円		%
	68	43			63.8
⑦	合計	百万円	百万円		%
	415	202			48.5
⑧ 1実件地当たり調査	申告漏れ課税価格 (④／①)	万円	万円		%
	10,454	7,216			69.0
⑨	追徴税額 (⑦／①)	万円	万円		%
	1,433	806			56.3

○ 相続税の無申告事案に対する調査事績の推移



2 贈与税の実地調査の状況

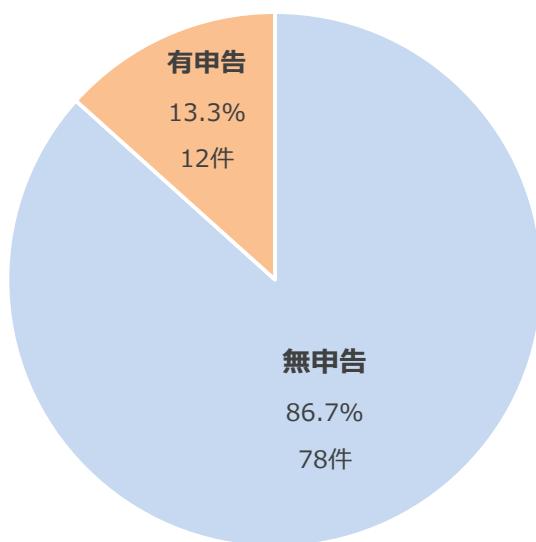
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は91件（対前事務年度比101.1%）、追徴税額は1億3,200万円（同210.4%）と、いずれも増加しました。

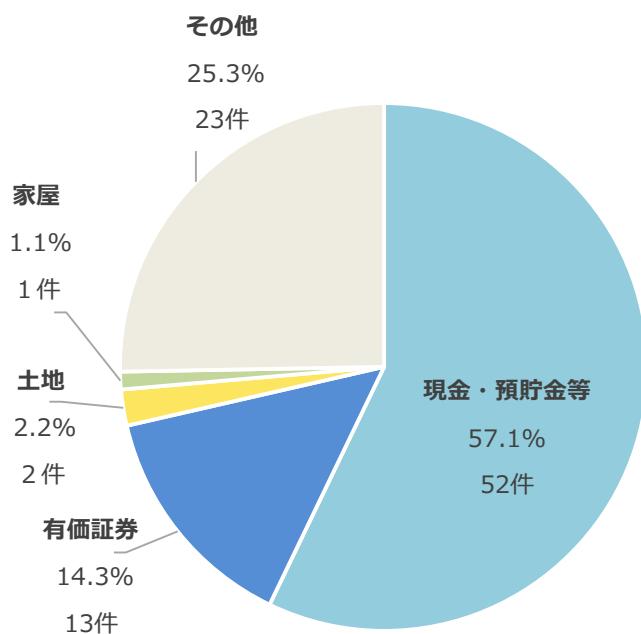
○ 贈与税事案の実地調査の状況

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	件	90	91	101.1	
②	申告漏れ等の非違件数	件	90	90	100.0	
③	申告漏れ課税価格	百万円	345	445	128.9	
④	追徴税額	百万円	63	132	210.4	
⑤	1 実地当たり調査	申告漏れ課税価格 (③) / ①)	万円	383	489	127.5
⑥		追徴税額 (④) / ①)	万円	70	145	208.1

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



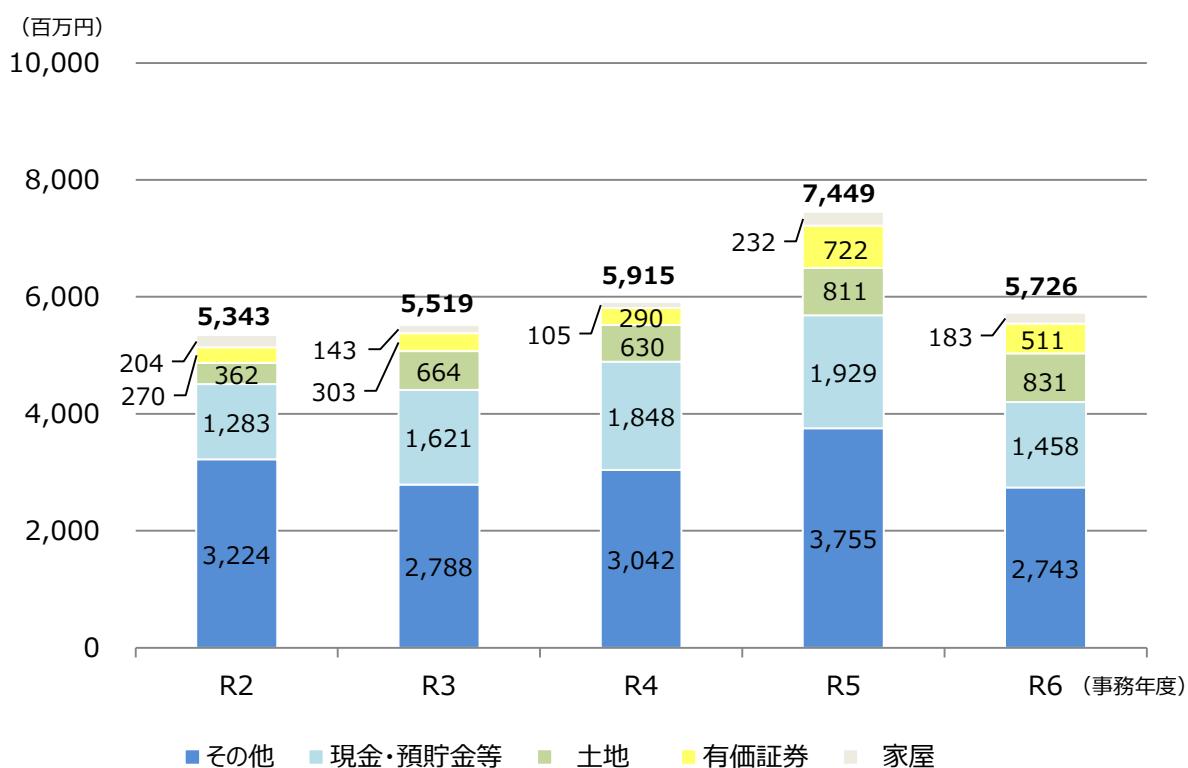
○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



（注） 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

III 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

